

禁止地域における適用除外の許可の基準

・自家用広告物

区 別	第3種禁止地域
1事業所当たりの表示面積の合計	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
数 量	5枚(基、個)以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	10m以下
色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止 (高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅は禁止)

・案内誘導広告物

区 別	第3種禁止地域	
自己の敷地外建植に適用	1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下
	横の長さ	2m以下
	地上からの高さ	3m以下(土地の状況等により、町長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物にあっては5m以下)
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以下
	相互距離	5m以上
	掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)
	その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオン等の使用・光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

・道標・案内図板等

区別		第3種禁止地域
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)		①道 標 2 m ² 以下 ②案内図板 6 m ² 以下 ③説明板 4 m ² 以下 ④その他 6 m ² 以下
自己の敷地外建植に適用	地上からの高さ	3 m以下 (土地の状況等により市町長が特にやもを得ないと認められる場合は5m以下)
	相互距離	5m以上
	色 彩 (案内図板以外のもの)	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)
	その他の表示方法	①交通信号機からの距離5m以上 ②寄贈者名等表示部分の面積に対する割合1/5以下 ③材質等の使用・光源の点滅の禁止

許可地域等におけるの許可の基準

許可地域等における許可の基準には、全ての屋外広告物に適用される基準（共通基準）、屋外広告物の形態やその目的に応じてその目的に応じて適用される基準（個別基準）、対象となる建築物や区域を限って適用される基準（総量規制の基準）の3つがあります。

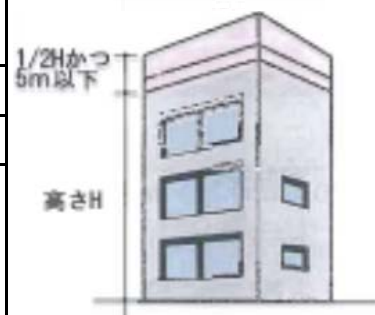
【共通基準】 全ての屋外広告物に適用される基準

- ①特に景観に配慮すべき地域又は場所では、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠などを該当景観と調和したものとすること。
- ②表示の裏面、側面及び掲出物件は、塗装その他の方法により装飾をし、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- ③ネオンサインその他の照明を使用するものは、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は風致地域の境界線から100m以内に表示・設置する屋外広告物で、これらの地域・地区からの視認できるものは、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを使用するもの（以下「LEDサイン」という）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ）がないものとすること。

【個別基準】 屋外広告物の形態やその目的に応じて適用される基準

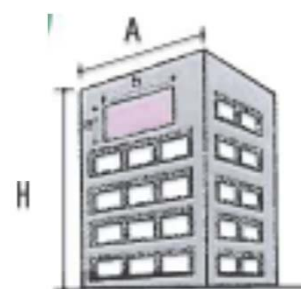
1. 屋上を利用するもの

区別	その他(許可基準)
広告の高さ	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下
地上からの高さ	4.7m以下(超える場合は一定基準を満たすものに限定)
表示・設置場所	木造建築物の屋上への表示・設置禁止
その他の表示方法	○建築物(屋上構造物を除く。)の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルバー等により遮へいすること ○ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



2. 壁面を利用するもの

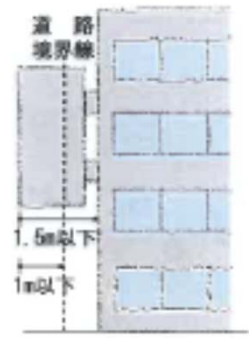
区別	その他(許可基準)
表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
地上からの高さ	4.7m以下(超える場合は一定基準を満たすものに限定)
その他の表示方法	○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)



$$ab \leq AH \times 1/5$$

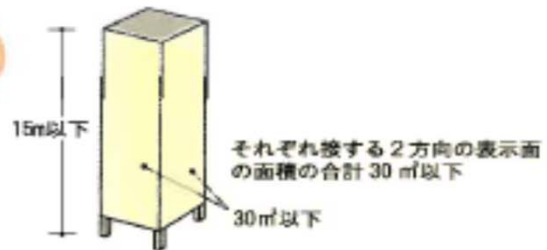
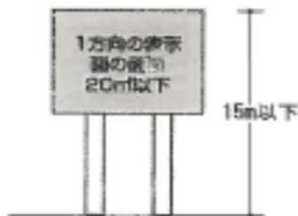
3. 壁面より突出するもの

区別	その他(許可基準)
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下
地上からの高さ	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
その他の表示方法	○壁面の上端を越える突出禁止 ○表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内での柵管の露出している柵サイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止



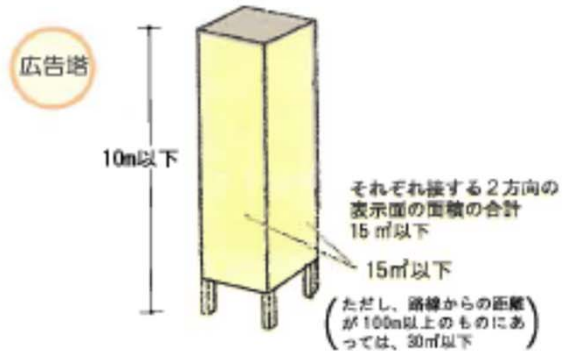
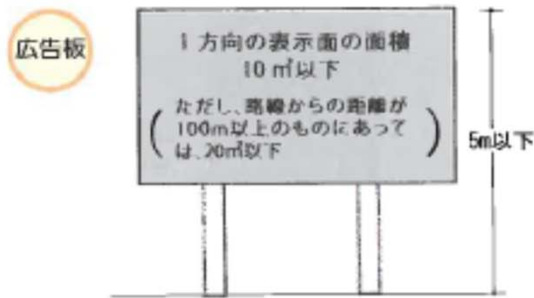
4. 自己の敷地に建植えるもの

区別	その他(許可基準)
表示面積	○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれの接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)
数量	2基以下
地上からの高さ	15m以下(LEDサインを使用する場合は10m以下、LEDサインを使用し交通信号機からの距離が50m以下の場合は5m以下)
その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、柵管の露出している柵サイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



5. 自己敷地外に建植える一般的なもの(野立広告物)(案内誘導広告物)

区別	その他(許可基準)
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下(路端距離100m以上のものは20㎡以下) 表示面積20㎡以下(路端距離100m以上のものは40㎡以下) ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計が15㎡以下 (路端距離100m以上のものは30㎡以下) 表示面積30㎡以下(路端距離100m以上のものは60㎡以下)
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上(路端距離100m以上のものは100m以上)
表示・設置場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度10以上の色数は2色以下
その他の表示方法	柵サイン等の使用・光源の点滅の禁止

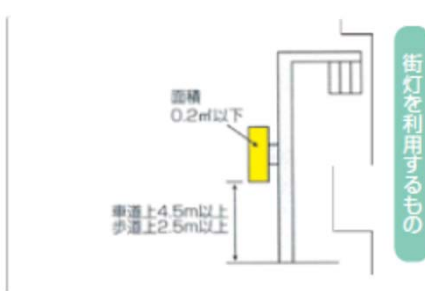
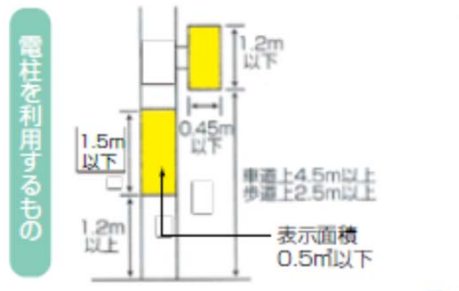


6.自己敷地外に建植える道標・案内図板等

区別	その他(許可基準)
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下(路端距離100m以上のものは20㎡以下) 表示面積20㎡以下(路端距離100m以上のものは40㎡以下) ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計が15㎡以下 (路端距離100m以上のものは30㎡以下) 表示面積30㎡以下(路端距離100m以上のものは60㎡以下)
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上(路端距離100m以上のものは100m以上)
表示・設置場所 (案内図板以外のもの)	交通信号機からの距離5m以上
色彩 (案内図板以外のもの)	彩度10以上の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオン等の使用・光源の点滅の禁止

7.電柱、街灯を利用するもの

区別	電柱利用	街灯利用
規格等	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻き付けるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下	1方向の表示面の面積0.2㎡以下
数量	電柱1本につき、 突出するもの、巻き付けにするもの 各1個	街灯1本につき、 突出するもの 各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上) ②巻き付けるもの 1.2m以上	
表示・設置場所	交通信号機からの距離5m以上	
色彩	○マンセル色票系の彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)
その他の表示方法	〈突出するもののみ適用〉 ○設置する方向が歩道道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること ○電柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする こと ○同一商店街に表示・設置するもの にあつては、規格を統一すること ○厚さ0.15m以下の板状又は箱状の 燃えにくい構造とすること



・垣、塀を利用するもの

- ①表示面積の合計は、表示・設置される垣又は塀の面の面積の1/4以下とする。
- ②2個以下とする。
- ③垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

・広告幕（壁面を利用するものを除く）

横断幕にあっては、道路面からの高さが4.5m以上である。

・アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下の綱に布片等で表示し、かつ主綱に十分緊結すること。

・広告旗

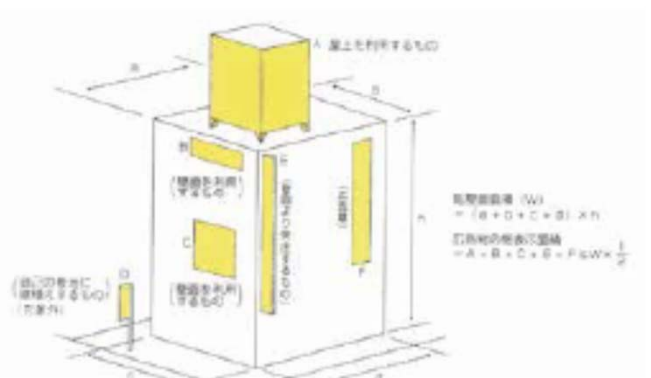
- ①表示面積は2m²以下とすること。
- ②道路の路肩から5m以内の場所に設置するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。

・置看板

道路上には設置しないこと。

【総量規制の基準】 対象となる建築物や区域を限って適用される基準

- ①許可地域等において、高さが15mを超える建築物に表示・設置する屋外広告物の総表示面積は、一建築物の壁面（その他の地域にあっては4.7m以下の部分）合計面積の2/1を超えないこと。
- ②第1種・第2種住居地域、準住居地域又は風致地区、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層専用地域、田園住居地域、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区（それぞれ禁止地域等を除く）にあっては、一の敷地内に表示・設置する屋外広告物で、自家用広告物に該当しないものの表示面積は10m²以下であること。



①の例